

(機密性 2)

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 令和 2 年 2 月 2 7 日 (木) 午後 3 時 0 8 分から午後 5 時 1 2 分まで

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 景 山 太 郎 (横浜地方裁判所第 3 刑事部部総括判事)

裁判官 鈴 木 新 星 (横浜地方裁判所第 3 刑事部判事補)

検察官 石 垣 麗 子 (横浜地方検察庁検事)

裁判員経験者 1 番 4 0 代 男性 (以下「1 番」と略記)

裁判員経験者 3 番 5 0 代 女性 (以下「3 番」と略記)

裁判員経験者 4 番 4 0 代 女性 (以下「4 番」と略記)

裁判員経験者 5 番 5 0 代 男性 (以下「5 番」と略記)

裁判員経験者 6 番 4 0 代 男性 (以下「6 番」と略記)

議事要旨

(司会者)

それでは、意見交換会をこれから始めたいと思います。お集まりの皆様、御多用の中、お集まりいただきましてありがとうございます。最初に、私ども法曹関係者が自己紹介させていただきますが、まず私は、今日司会を務めさせていただきます、第 3 刑事部で裁判長をしております景山と申します。どうぞよろしく願いいたします。裁判員制度は、平成 2 1 年から始まったんですけれども、私は、法律家の卵の教育関係を担当していたこともあって、裁判員裁判を担当することになったのは平成 2 3 年からです。横浜で右陪席として裁判員裁判を経験し、名古屋で裁判長をし、そしてちょっと東京高裁を挟んでまたこの横浜地裁で裁判長として裁判員裁判を経験させていただいております。何件かもう忘れましたが、6 0 件以上は担当しておりますので、裁判員、補充裁判員の方とお仕事させていただいた方、もう 5 0 0 名ぐらいになるのかなと思います。今日は皆さんに忌憚のないいろんな感想をお聞きして、今後のまた裁判員裁判のやり方等に生かしていきたいと思いますので、

(機密性2)

どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、まず隣におります裁判官の方から自己紹介をどうぞ。

(裁判官)

同じく第3刑事部で裁判官をしています鈴木新星と申します。裁判官になってちょうど1年目になったところでして、まだ多くの裁判員裁判を経験したわけではないんですが、裁判員裁判でいつも思うことは、その裁判員の皆様といろいろ議論をする中で、多くの発見だったり、考えていない視点をいろいろ提供していただいて、とても勉強になっております。本日も皆さんの方から貴重な意見を頂けるといふことなので、たくさん勉強したいと思っております。本日はよろしくお願ひします。

(司会者)

それでは、石垣検事、お願ひします。

(検察官)

検察官の石垣と申します。よろしくお願ひいたします。私は、検察官になって、ちょっとはっきり数えていないんですけど、今年で十三、四年目ぐらいになります。裁判員裁判が始まった当初から裁判員裁判には関わらせていただいております。ただ検察官ですので、裁判を担当する年もあれば、捜査を担当する年もあるので、この十三、四年の間ずっと裁判ばかりやっていたわけではないのですが、一応開始当初からずっと関わらせていただいております。とはいえ、いつもよりよい裁判、分かりやすい裁判にするためにはどうすればいいかという、もう常に、いまだに試行錯誤している状況でございまして、今日は貴重な御意見をたくさんお聞きできればなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会者)

よろしくお願ひします。ここで本来は弁護士の方にも御列席いただいて御意見等も伺う予定でございましたが、先ほど、ちょっと体調を崩されているということで、大事をとりまして出席するのを遠慮していただきました。傍聴席にも弁護士の方がおられるんですが、いきなりパネラーというのもなかなかハードルが高いというこ

(機密性2)

ともあり、あるいはいろいろな内部的なことがあって、そうはできないということだ
と思うんですけれども、今日は、ちょっとイレギュラーではございますが、法曹関
係者としては弁護士さんを入れない形でやらせていただきたいと思います。それで
は、早速始めていきたいと思いますが、先ほど紹介がありましたように、御発言の
前に何番ですというふうに言っていただく必要はあるんですが、私の方から1番の
方いかがでしょうかというふうな形で、2番の方は今日御欠席で、5名に御参加い
ただいておりますが、そういう形で振りますので、全体にどうですかと言ったとき
に、私が何番の方というふうに言わなかったときには自分の番号を言っていただい
ければと思います。そして、順番に基本的には御感想など、御意見などをお伺いし
てまいりますけれども、もしそのときにまだちょっと考えがまとまっていないとい
うことがありましたら、一旦パスをしていただいて、これいつも私の評議でもやっ
ているんですけれども、パスしていただいて構いませんので、一周回ってきてまたお
考えがまとまったときにお話しいただければと思います。よろしいでしょうか。そ
んな段取りで参ります。それでは、最初に全般的な感想をお伺いするんですが、順
番にお伺いしていきます。裁判員に参加されたことによってどのような感想をお持
ちになったのかということをお伺いしていきますが、まずそれを振る前提として、
それぞれの方がどのような事件を担当されたのかと、そういったことを簡単に御紹
介しながらお伺いしてまいります。まず、1番の方は、強制わいせつ致傷、強制わ
いせつ未遂、監禁強制わいせつという罪名になっていて、三つですかね、の事件が
裁判になった。ただ、特殊なのが、起こったのが同じ日ですかね、深夜と、それか
ら夕方ぐらいで、マンションの敷地内とかエレベーター内で若い女性に対してわい
せつ行為して、お一人けがしたということで、監禁がついているのはエレベーター
内に監禁したというのが入っている事件でございました。被告人は犯行時28歳ぐ
らいで、最終的な結論は、求刑が10年でしたが、判決は懲役9年ということにな
っていました。この裁判を平成30年9月に御担当されました。1番の方からです
が、全般的な御感想をお願いいたします。

(機密性2)

(1番)

1番です。今回こういうふうな機会を設けていただいて、どうもありがとうございます。初めて裁判員制度というものを経験しまして、初め自宅に届いた封筒にびっくりしたのが本音です。何かしたのかなというのがありました。開けてみると、ああ、こういうことかということで、少しずつ分かってはきたんですけど、今の質問というか、感想というところに行くんですけど、実際こうやってものが決まっていくなというのがすごく理解できました。そして、検察官の方の資料の素晴らしさだったりとか、そういったことがベースになってものが決まっていくなということがすごく理解できました。そして、一般人なので、被害者にどうしても寄ってしまう自分がいたりとか、でも平等にしなければいけないという、そういったところのふだん味わえない判断というか、そういったものがすごく新鮮ではありました。しかし、最後判決を下すときに、やっぱり両方の人生がすごくかかっているんだということになって、本当に平等、平等ということがどこかで頭の中になりました。それも今回この5日間の経験の中で味わえたことかなというふうに思っています。法廷の中では、いろいろ被告人に対しての思いもあったりとか、聞きたいこともたくさんあったんですけど、でもこういうやり方でやっていくんだというのが、決まっていたのが実感でした。言いたいことはたくさんあったんですけど、聞きたいこともあったんですけど、なかなかやっぱり質問する準備の時間がなくてとか、その場で判断することもなかなか、話を聞いて整理していくので精一杯でした、実際は。なかなか質問まで行き着かなかったのが現状です。以上です。ありがとうございます。

(司会者)

ありがとうございました。また手続の流れに従って更にお伺いしていきますので、どうぞよろしくお願いたします。大分責務とか刑事訴訟のルールに相当苦しめられたような御感想でしたね。では、続きまして3番の方ですが、3番の方は、罪名が強姦未遂、強盗未遂、強盗強制性交と強制わいせつ、これも性犯罪系なんですが、

(機密性2)

強盗関係もちょっと入っている。事件がこれ被害者は3名になりますかね。口淫をさせるという態様の事件で、一部強盗未遂もちょっと入っているんですけども、法改正があった関係で、口淫が強制わいせつという類型に入っていた平成27年の事件、平成29年3月の事件がありますが、平成29年7月には、その口淫というのは口腔性交とあって、強姦、かつての強姦罪、強制性交罪という形に組み込まれました。これ日本は対応が遅れていたのかなと思いますけれども、口腔性交も膣性交も肛門性交もこれ同じ性的な、女性も男性も入るんですけども、そういったちょっと性犯罪に対する法改正がまたがったような形で、事件が結局4件になっていますが、被害者の方は3名ですね。常習的にそういうことをしていたという。これ実は少年時の犯行も含んで、学生が被告人で、その辺りの御苦勞もあったんじゃないかなと思います。認め事件でしたが、求刑12年で、求刑どおりの判断が下された、こういう裁判でございました。去年の3月ですね。ちょうど1年前ぐらい。これも6日間の裁判員のお務めをしていただいたということでございます。では、一般的な感想をお伺いできますでしょうか、3番の方。

(3番)

たくさんのことを考えたものが今一気によみがえってしまっていて、何からお話をしたらいいのかわちょっと収拾ができていませんけれども、その被告人に対しての感情を一生懸命、こんなことをして、あんなことをしてという思いでいましたら、今度は被害者の方が傍聴席にいらっしゃる・・・何でしたっけ。

(司会者)

被害者参加。参加されてましたね。

(3番)

はい。そちらを見ると、今度は被害者の気持ちが分かり、そうするとどういうふうに判断したらいいのかわからなかったんですが、毎日こちらに通って、とても丁寧な説明を受けまして、だんだんと8人、裁判員と補充裁判員8人でだんだんこういう方向でやっていけばいいんだというのが分かって、とても親切に説明してい

(機密性2)

ただいて、誘導していただいたなという思いがあります。全くの素人ですけれども、本当にいい経験をさせていただいたと今思っています。

(司会者)

一杯お話になりたいことがおありになるようですが、全般的な感想としてそのぐらいでよろしいでしょうか。

(3番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。では、次に4番の方を御紹介いたしますが、4番の方は、強制わいせつ致傷と公務執行妨害という事件なんですけれども、強制わいせつ致傷の方が6歳の女の子に飲食店のトイレでわいせつ行為をしたという事件でございました。本人が幾つか障害を抱え、本人って被告人ですね。障害を抱えているんですけども、同種の前科もあつたりして、公務執行妨害というのは、その職務質問を受けた際に警察官に暴行してしまったという、そういう事件でした。認め事件ではありましたがけれども、被告人が障害を抱えているということで、少し長目の、これも6日間ですかね、職務に従事していただいたのは。最終的にそれが平成31年3月、今年やっぱり先ほどの3番の方と同じ、ちょうど1年前ですね。被告人は41歳の男ですが、求刑が4年で、判決は懲役3年という結果になった、こういう事件でございました。では、全般的な感想を4番の方どうぞ。

(4番)

裁判員裁判に参加させていただいて、とにかくすごくいい経験をさせていただいたというのが私の感想です。参加するまでは、裁判員裁判といっても、一般人を入れるといっても形だけで、きっと裁判官の方がほとんど何か決めたりだとか、そういうことをして、何となく私たちが付け加えられるような感じなのかなと思っていたら、そうではなく、すごく一人一人に意見を聞いて、それをまとめて判決まで持っていくというようなことで、最初思い描いていたものとは全く違って、本当にこ

(機密性2)

の司法というか、結構狭い世界のことだけでも、一般の人の考えも取り入れていこうというような姿勢がすごく見えたかなと思ったのが感想です。以上です。

(司会者)

今のところはそれでよろしいですか。

(4番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。では、次は5番の方ですが、5番の方の事件は強盗致傷、窃盗という事件でございまして、強盗致傷の方が平成30年11月に起こった、これ美人局から強盗に発展したような事件でしたね。出会い系で呼び出された44歳の被害者の方がそういう目に遭ったという事件で、そのときけがもされていましたが、現金もとられたりしていましたので、強盗致傷になっています。更に、建設現場での重機の窃盗が1件あって、ただこれ共犯事件でもあったので、その中での役割もそれほど主導的な役割を果たしているものではなく、また、高額といたしますか、被害者それぞれについて示談が成立している、前科前歴もなかったということで、求刑は5年でしたけれども、最終的には懲役3年で、保護観察付き執行猶予5年という判断になった事件でした。この事件を去年、都合5日間裁判員として御従事いただきました。では5番の方、全般的な感想をよろしくお願いたします。

(5番)

5番です。まず最初に、裁判員制度に関しては、ある程度のことは知っていたつもりなんですけど、具体的に候補として選ばれて、抽選で、私は補充に当たったんですけども、補充裁判員だったんです。それで、結果的には裁判員になったんですけども、一人欠員が生まれて、私自身は、正直なところ、最初というか、もともとあまりやりたくないなと思っていたのが率直なところでした、大きな理由は、学生のとときに冤罪に関わる小説を読んですごいインパクトを受けたというのが大きいんですけども、自分が冤罪に関わるような判決に判断を出せるかとか、例えばあと死刑

(機密性 2)

に関わるような判断に関われるかという意味では、積極的にそれをやりたいという気持ちはなかったんで、半分困ったなというところと、ただ家族は何か無邪気にすごいねとかという感じで喜んでいるんで、いい経験になるのかなというふうには思っていてまして、ただ結果的に補充で当たったので、いい経験になるのかなと思って参加させていただいたというのが率直なところでして、ただ一人の方がどうしても評決に来れないという事態が起こりまして私が繰り上がったというところで、そこでちょっと、ううんという感じではあったんですけども、ただたまたま担当させていただいた事件が、言い方は難しいですけども、判断に迷う要素のあまりない事件だったということもありまして、あと進め方とか、補充裁判員の立場でも拝見していて、裁判官の方々が非常に謙虚な姿勢で裁判員の意見をできるだけ取り込もうというふうに取り組んでおられたというふうに私も感じまして、制度としては非常にいい制度なんじゃないかなという印象は持ちました。ただ、事案によっては自分自身が積極的に関わりたいかどうかというのは今でも悩んだらうなどは思っています。

(司会者)

細かいところまで紹介はしておりませんでしたけども、この5番の方の事件は、一部、トイレの中で半裸状態だったところを全裸にしたかどうかみたいな、脱がせたかどうかみたいなところがちょっと、一部争いがあったようです。1番の方も若干一部否認の感じで、がちんこにもう有罪か無罪かみたいに争われた事件ではなかったのが良かったんですか。ちょっとよく分かりませんが、そういう裁判もありますので。そうですか。ありがとうございました。それでは、最後、6番の方でございしますが、6番の方もまた罪名が多くて、強盗致傷、強制わいせつ致傷、住居侵入、窃盗、都合5件の事件ですかね。強制わいせつ関係が、強盗致傷、強制わいせつ致傷という事件があって、これが平成24年の事件で、15歳の子に路上でわいせつ行為をしつつパンツを強奪して、けがもさせたという事件。それから、ちょっと日があいて平成29年にまた15歳の子に対して路上でショーツを強奪し、その際に両膝にけがを負わせたという、これが強盗致傷事件。あと3件が、マンショ

(機密性2)

ンとかに侵入をして、下着を含む、現金とかも含むものをとったという事件でございました。一人の方と示談しているんですが、あと4名の方が示談しておらず、求刑が10年で、最終的な判断が懲役8年ということになったという事件でございました。この被告人も若くて、20代で幾つかの事件を犯したということで、裁判員を6日間お務めいただいたということでございました。では、6番の方、全般的な感想をお願いいたします。

(6番)

まず、私が招集をされた最初の日が天候の影響で、交通機関が止まってしまって、まず集合時間、私は何とか、職場が近かったので、本当にぎりぎり何とか到着したんですけれども、当日被告人の方も含めてなかなか裁判官の方も出勤ができなかったというような状況で、開始の時間があのかき午後2時だったかな、ぐらいにずれ込んだというような、初日がそういう状況だったということで、スケジュール、皆さんもそうだったと思いますが、もうびっしり決められている中で最初の日にそういう状況になってしまったので、さて、これどういうふうにこの後持っていくんだろうなと思うところが最初に不安に思ったところではありました。ただ、一旦始まると、事実関係に特に争いがなかったということもあるんですけれども、本当に極めて淡々と進んでいったなというふうな印象を受けたんですが、ただよくよく考えてみて、それは裁判官の方はじめ、検察の方、それから弁護士の方がいろいろ下準備をした上で私たちを迎え入れてくれているということなのかなと思いますと、本当にありがたいなというふうに思ったところです。淡々としている中でも、だんだん判決の日が近づいて、評議をしてくると、自分たちの考えも本当に直接お話をして、その内容も含めて刑罰、刑の重さを決めるということになっていくので、改めて結構やっぱりこの仕事の責任って重いなということを感じたところでした。最後、自分が従事していた時期が目黒区の5歳のお子さんの虐待死の裁判員裁判がすごく注目されていた時期だったということで、連日新聞記事も載っているような時期だったので、裁判員の皆さんで話をしていた中で、事件

(機密性2)

の一つ一つ、よしあしとか重みとかということを考えちゃ本当はいけないんでしょうけれども、実際に関わってみる中では、やっぱりああいう、同じ裁判員裁判でもやっぱりああいった案件とかに従事された方たちというのは本当に大変なんだろうなというところを皆さんと一緒にちょっと話をしていたところですね。

(司会者)

ありがとうございました。そうですね。今5番の方、6番の方、天候の影響がありがたくなったんですね。よく、でも6日間ぎりぎりのスケジュールで、午後2時開始でよく取り戻せましたね。どうやって・・・。

(6番)

最初、もうわけ分からないままいきなり法廷に出されていって、正直言うとそのぐらいの感覚・・・。

(司会者)

そうでしたか。分かりました。では、これからは幾つか手続に従ってお話を伺っていきますが、今回は皆さん被害者参加という制度が利用された裁判の方々にお集まりいただいておりますので、被害者参加の関係の質問も何問かまたさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。では最初に、審理が始まって冒頭陳述というのがあったと思います。これ検察官も弁護人も両方するんですけど、自分のストーリーを述べるという、意見として述べるというものをやったと思います。その後に裁判所の方も公判前整理手続の結果を明らかにするという形であったんですけど、この冒頭のところで審理はどんなことが争われていて、どんなところが問題になるんだろうということを明らかにする手続が展開されたと思うんですが、この冒頭陳述についてはどうだったでしょうか。分かりやすく理解できたのかとか、書面など配られたと思うんですが、そのよしあしといいますか、争点の把握に、食い違い部分の把握に役に立ったのか、その辺りを聞いていきたいなと思います。もしよく理解できなかったという点があったとしましたら、今後の参考になりますの

(機密性2)

で、その原因が何なのかということについても、もしよろしければお話しいただければと思います。では、1番の方からでいいですか。冒頭陳述でどうでしょうか。

(1番)

1番です。初め、プリントでこういった内容になりますということを事前に知らされたのかな。多分そうです。大体こう……。

(司会者)

はい、そうですね。

(1番)

でも、やっぱり文字で読んでいてもなかなか、しかも案件というか、事件が三つぐらいあったのかな。

(司会者)

そうですね。三つ案件がありましたね。

(1番)

しかも前科があったりとか。ちょっと文字だけ見ても実際なかなか理解はできなかつたんですけど、実際法廷の場で検察官の方が一つ一つ説明をしていってやっと、照らし合わせて理解できた感じでした。皆さんは多分もっと早く理解していたかもしれませんが。そこですごく丁寧に説明されたので、しっかり理解はできました。ただ、質問まではいきません。追い付きませんでした。

(司会者)

冒頭陳述としては、検察官の説明も丁寧だったので、一応理解できたという、そんな感じでしょうか。

(1番)

はい。

(司会者)

分かりました。じゃ、3番の方、いかがでしたか。

(3番)

(機密性 2)

3 件事件がありまして、説明はよく分かりましたが、その時間を把握することは一生懸命、時間差が難しかったです。1 回目の事件、2 回目の事件、3 回目の事件。高校 3 年生から始まって。

(司会者)

いずれも深夜でしたね。

(3 番)

はい。

(司会者)

1 件は、その後強盗未遂にも発展した事件で、いずれにしてもこのわいせつ系のもの、路上で襲うというのが、路上から空き地に連れていったり、民家の敷地に連れていったりして、口淫ないし先ほど紹介した口腔性交みたいなの。その犯行時間の把握がちょっと難しかったですか。

(3 番)

そうですね。犯行の期間ですね。期間が長い。

(司会者)

確かに期間は長いですね。

(3 番)

はい。高校 3 年生から大学生までの長い時系列というのを意識しながら初めは一生懸命聞いていましたが、何度か法廷でもその話が繰り返されるので、だんだんとそれは日を追うごとに自然に入ってくるようになりました。初めはちょっとその時間差が難しいなと思いました。

(司会者)

分かりました。今時間差がとおっしゃったの、ちょっと私の方でその犯行時間かなと思ったんですが、そうではなくて、被告人の身になって考えられたときに、被告人の年齢に照らすと、最初 18 歳で犯行を犯し、その後 2 年ぐらい置いてあと 2 件といたしますか、1 件はもうまとめさせていただきますが、2 件ぐらいを 20 歳で

(機密性2)

行っているのです、彼がどう成長していくかも重ね合わせると何だか分かりにくかったと、そういうことですね。

(3番)

そうです。それがエスカレートしていく、その時間ごとにエスカレートしていくというその時間の流れというのを特に気を遣いながら……。

(司会者)

聞いておられたんですね。

(3番)

聞いていました。

(司会者)

そこは何か分かってもらうような工夫はされていましたが。冒頭陳述の。

(3番)

いや、ただ繰り返し読み、繰り返し聞いて。

(司会者)

なるほど。じゃ、このとき被告人はこういう立場に、18歳で学生何とか、そういうときにこれでしたとか、そういうふうに説明しているとちょっと分かったのかなという感じですか。

(3番)

はい。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。じゃ、4番の方、どうでしょうか。冒頭陳述。

(4番)

冒頭陳述は、検察官の方が作られた資料があったので、もう大変よく分かったということと、あとこのときに防犯カメラの映像が写真になったものを確か見せていただいたような気がするんですけど、そういうのでいろんな事件当時の流れとか、

(機密性2)

そういったものもよく分かったんですけれども、ただ話を聞きながら見てとやって、自分でメモをしたいところがあっても、進むのがちょっと速いので、メモをする時間が。時間が決まっているので仕方がないんですけど、ちょっと自分が疑問に思ったこととかが、ちょっと書いていると尋問が次に行ってしまうっていて、あら、書けないで終わっちゃったとかというのが結構あったかなというのはあります。

(司会者)

分かりました。今防犯カメラの話が出たので、恐らくこれは検察官の冒頭陳述という意見を述べる場面ではなくて、証拠調べの中で、でも証拠調べの仕方がちょっと速かったよみたいな、そういう・・・。

(4番)

すみません。ちょっと先に出しちゃった。

(司会者)

いいです、いいです。もう全部を追ってられないので、そういう御意見をいただいて構いませんので。分かりました。弁護人の冒頭陳述で何か印象に残ったことはありましたか。

(4番)

もう渡された資料を見たときに、検察官が結構びっちりばあっと書いてあったんですけど、弁護人の方の冒頭陳述はもう、ばん、ばん、ばんみたいな、もう本当に結構簡素みたいな感じで、えっ、これだけというようなちょっと印象はありました。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。では、5番の方お願いします。冒頭陳述について。もしよろしければ、今日弁護士さんはいらっしゃいませんが、弁護人が出した冒頭陳述についても触れていただければと思いますが。

(5番)

そんなに複雑な事件ではなかったもので、検察官と弁護人の側から出てきた資料を見て、聞いて、私は補充裁判員の席に座っていたんですけども、別に理解に困るよ

(機密性2)

うなことはなかったんですが、具体的な内容でちょっと気になったのは、窃盗の事件と、それから強盗致傷に至った事件、具体的に2件の事件が説明されたんですが、何となく他にも起訴されていない事件があるような印象を私の場合は受けたことがあります。そこら辺をあまりそこを深く追及するつもりで聞いていたわけじゃないんですけども、何かあったのかもしれないなと思いながら冒頭陳述を聞いていたというのが感想です。

(司会者)

なるほど。その冒頭陳述の中にその辺の・・・。

(5番)

何となく要は事件化していない事件が他にもあるのかもしれないなという。犯行ですね、他の。

(司会者)

美人局ですからね。

(5番)

はい。それがちょっと気になったという。

(司会者)

手口があって、何回かやっていたんですかね。よく分かりませんが。

(5番)

ええ。グループでやっていて、何かグループのメンバーも変わっているケースが実際ありまして、それで実際こうやって被害者の方が被害を申告しなければ事件化しないのかなとか、そこが、そこまで分からないといえれば分からないし、実際裁判では裁判に提示された証拠とかで判断するという基本原則だというふうにお聞きしていましたので、ちょっと引っ掛かったという部分は、ありました。

(司会者)

分かりました。引っ掛からない方が良かったんですか。

(5番)

(機密性2)

いやいや、何か他にもあるのかなと思いつながら聞いていたんです。それは何も出てこないのかなと。

(司会者)

出た方が良かったんですかね。

(5番)

いや、出た方がというか、最終的にこれ執行猶予を付けるかどうかもうほとんど論点としてはもう集約されてしまっているような事件だったんですが、この事件だけを考えるのであれば、あまり結論は多分誰も大きくぶれなかったんだと思うんですけども、隠れた犯罪が他にもあったならば判断は変わっていたかもしれないなという印象が残ったというところです。

(司会者)

それも起訴されていればということですよ。

(5番)

はい。分からないんで、そこは。それがそういう発覚しにくい事案ですから、被害者がやっぱり出にくいというか、申し出しにくいと思うんで・・・。

(司会者)

おっしゃるとおりですね。なるほど。

(5番)

そういう部分は自分なりにちょっと迷いは感じたところがありました。

(司会者)

ただ、実際には起訴されていないので、それはあまり・・・。

(5番)

考慮しないという・・・。

(司会者)

考慮しないということで。

(5番)

(機密性 2)

割り切りで考えました。

(司会者)

割り切りで最終的にはできたけれども、何かもやもやとしたものが残りながらずっと最初の冒頭陳述からそういうことが出てきた。

(5 番)

そうですね。何となくそれを感じさせるような説明が入っていたように思ったんです。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。では、6 番の方、冒頭陳述、検察官、弁護人の冒頭陳述どうでしたか。

(6 番)

私の担当させていただいたそれは起訴状と追起訴状で全部合わせて五つあったと思うんですけども、その五つの起訴状の時系列がばらばらだったんです。ということで、まず最初にこれ読まれたときに、もうまずそこで混乱をしていたところで、最初平成 29 年から始まって、最後平成 24 年に遡るというような形になっていたので、うーんという状況だったんですけど、それを時間的な制約もある中でも検察官の方が出してくださった冒頭陳述のメモがちゃんと時系列に戻して作ってくださっていたので、そこでやっと整理ができるというような状況でした。なので、本当に非常にありがたかったなというのはすごく印象として残ったところです。どっちかというとその戻ってくるほうが罪が重くなっているのです。

(司会者)

そうですね。一番最後の最初のやつが重いですね。

(6 番)

そうですね。だけど、時系列としては最初というところなので、ちょっと最初は本当に聞いているだけで何か混乱をしていたところがこれで整理できたので、すごくありがたかったというのは一つありまして、逆に弁護人の方の冒頭陳述のメモで、

(機密性2)

あのメモ自体別に分かりにくい、分かりやすいとかというものはなかったんですけども、ちょっと言葉として気になっていたところが、わいせつな行為は執拗なものではないとかというような言葉が書いてあって、これこんなこと言っちゃっていいのかなというのが個人的なというか、自分、一般人の感覚としてあまり、執拗じゃないとか、何かそういう、確かに結果としてはそうなのかもしれませんが、何かちょっともう少し言い方あるんじゃないかなと思いつつ見ていました。

(司会者)

なるほど。執拗というのはしつこくないという、そんなことを言っているのかみたいなの。

(6番)

そうですね。何かもう、確かにそういうふうな面もあるのかもしれないですけど、ちょっと言い方があったかなという印象は受けました。

(司会者)

なるほど。最初の説明のところそんな言い方するのはちょっとと思われたんですね。

(6番)

そうですね。

(司会者)

分かりました。起訴状は起訴された順番に読むというのはあまりしていないはずなんですが、ちょっとそういうふうにこの事件されたんですね。ちょっと分かりませんが。

(6番)

ごめんなさい。多分ちょっと私の記憶が定かでないの、あれですけど。

(司会者)

いや、でもどうか分かりませんが、そうやってちょっと時系列がばらばらでちょっと混乱されたというのは大変貴重な御意見だと思います。では、冒頭陳述、

(機密性 2)

石垣検事、どうですか。今いろんな感想が出て。おおむねいいという感じですけど。

(検察官)

いろいろ率直な御意見をいただいて、ありがとうございました。3番の方がお話しになっていた事件、事件から見て三つあって、高校3年生の頃から、その3年後なので、大学二、三年生ぐらいにかけてですかね、3年をまたぐ事件ということで、今ちょっとこのときの冒頭陳述には、最初が高3ということは書いてあるんですけど、そもそも平成29年のときに彼は一体大学何年生なんですかというところまでは多分書いていないですね。なので、その辺りも含めて被告人自身の人生の流れとリンクさせられるような冒頭陳述の方が分かりやすいというのは、もう確かに御指摘受けてそのとおりでなと思いましたので、今後参考にさせていただきたいと思います。あと、5番の方がおっしゃっていた、起訴されている以外にも事件があるのかなというふうに思われたというお話ですけど、あれも冒頭陳述の中で起訴されているのが確か2件、3件・・・。

(司会者)

これもう2件。

(検察官)

2件ですかね。

(司会者)

2件ですね。美人局1件と窃盗なので。

(検察官)

2件の間に、冒頭陳述の中で、まず第1の事件がこうして起こりました、その後2件目までの間のいきさつとして、同じようなことをしようとしたんだけども失敗したとか、あと更に、とある男性からも同じようなことをやったということが冒頭陳述の中に多分既に書かれていて、その上で第2事件が起こりましたというふうに述べさせていただいたようです。なので、今回起訴されている事件以外を処罰しましょうという趣旨では全くないのですけれども、その被告人たち、被告人、そし

(機密性 2)

てその共犯者たちの全体的な流れですとか、こういう犯罪をやる傾向、そういうことを理解していただくために流れとして盛り込んでいたんだと思われるんですけど、ただやっぱりその関係で他にも事件があるのかなということ、それがずっと気になっておられたということなので、その辺は今後また裁判をやっていく中でいろいろ検討、やり方だとか、言い方だとか検討していきたいなと思いました。あと、6番の方が今おっしゃっていた、起訴状を読み上げる順番が時系列によるとばらばらという話があった。

(6番)

いや、多分私の勘違いだと思いますので。

(検察官)

いや、どちらもあるんだろうなと思って、幾つかあるときに、事件の流れに沿ってもう、時系列順に、起訴された順番じゃなくて事件が起こった順番に読みましようということもあって、どちらかというところの方が多いかなという印象はあるんですけど、一方で起訴された順番で読みますというパターンもやはりあると思うので。ただ、やっぱりそうすると結構混乱される部分があるというの、そうだなということが今お聞きして分かったので、今後また参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(司会者)

検察官、起訴された順番に読むこともありますか。そしたら時系列ばらばらだから、本当に多分裁判所としては必ず時系列に直した形で、つまり犯罪が起こった順番に並べかえて、起訴の順番というのは、捜査がついた限りでどんどん起訴されてきますので、全然ばらばらでこんなになってしまうこともあるんですけども、それをそのまま読むと本当に全然頭が整理できないので、多分そういうふうをお願いしているケースが非常に多いかなと思うんですけど、やっぱり起訴の順番で読まれることもありますか。

(検察官)

(機密性2)

2件ぐらいとかですね。なおかつ、2件で、最初に起訴された方がまさに裁判員裁判対象事件で、重いというか、大きな事件。後で起訴されたものがちょっと附属的な位置付けになるような場合は、先に起訴された重い方の事件を読むということも多分中にはあるかなと。ただ、今回は全部で5件あるので、それを考えると時系列順の方がやっぱり分かりやすかったのかもしれないなと思います。

(司会者)

ちょっとそこは気を付けた方がいいですね。5番の方も2件なんですけれども、これは窃盗の建設現場の方が先にあった事件で、その後に美人局から強盗に発展したのが起こっているんです。ただ、重い方が量刑とかの中心になるので、その辺りを勘案しながら、どうやって裁判員の皆さんに事件の全貌を分かっていたかという工夫のしどころかなと思いました。ありがとうございました。それでは、続いて証人尋問とか被告人質問で、ちょっと飛びますが、先ほど書面の証拠について若干触れられましたけれども、時間の関係もありますので、証人尋問とか被告人質問についてお話を伺えたらと思います。理解できたのかとか、もししにくかったとするとどんな原因があったか、理解しやすくするためには何か工夫すべきと思われる点があるかとか、その辺りのお話をお聞きした後に、被害者参加の関係での質問はその後にもたせさせていたきたいと思います。それ以外の普通の証人尋問、被告人質問についてどうだったかというのを伺いますが、1番の方、どうでしょうか。

(1番)

1番です。被告人の回答が、逮捕されたときに自殺未遂を図って言葉が出ないということで、タブレット端末か何かで文字を書いた。言葉はなかったんです。検察官の質問なんかにも全てそれで、筆記で答えていました。だから、スピード感あるやり取りではなかったんですけど、ただ検察官の質問等が鋭い質問がたくさん出たので、被告人はあっけにとられていました。以上です。

(司会者)

あっけにとられて。質問が鋭くて。そうでしたか。ありがとうございます。じゃ、

(機密性 2)

3 番の方、どうでしたか。証人尋問、被告人質問、どちらでも構いませんけども。

(3 番)

全部認めて、争う姿勢がありませんでしたので、非常に淡々と簡単に進みました。はい、そうです、認めますだったので、もう文章を読むごとくさっと終わった感じ
です。

(司会者)

被告人に対する質問ですか。

(3 番)

いえ、被告人が答える。ただ、一つ気になったのは、弁護士さんにこういうふう
に答えなさいと言わされているんじゃないかなというような印象を受けるところも
多々ありました。

(司会者)

それは裁判官に、あの人弁護士さんに言わされているんですかという質問はされ
ましたか。

(3 番)

それはなかったです。

(司会者)

しなかったんですか。自分の心の中で、あれちょっと回答用意しているんじゃない
のと思ったけど、その疑問はぶつけなかったんですかね、誰かに。

(3 番)

はい。

(司会者)

ああ、そうですか。分かりました。

(3 番)

あまりにも素直な受け答えでしたので。

(司会者)

(機密性 2)

なるほど。すらすらと。

(3 番)

はい。

(司会者)

すらすらと答えたかと思えば、タブレット端末で文字を書いて。文字はすらすらと書いていましたか、1 番の方。

(1 番)

もう書いていました。

(司会者)

すらすらと書いていた。なるほど。

(1 番)

漢字もたくさん使って。

(司会者)

漢字もたくさん使って。なるほど。じゃ、4 番の方にお伺いします。どちらでもいいです。証人尋問でも被告人質問でも。

(4 番)

被告人がちょっと軽度の、何でしたっけ。認知症じゃなくて・・・。

(司会者)

そうですね。障害を抱えていましたね。

(4 番)

あっ、そうそう。障害をちょっと抱えていた関係もあるので、午前中と午後とちょっとまたがって被告人質問があったんですが、午前中は比較的、記憶の限りなんですが、落ち着いて質問に答えていたんですが、午後になってからもう、多分障害のせいだとは思いますが、もう投げやりな感じの何か回答というか、自分に不利になることでも平気で言っちゃうような感じに、何か検察官が若干持っていつている感じをちょっと受けたんです、私的に。

(機密性 2)

(司会者)

持っていつているというのは、投げやりにさせているみたいな。

(4 番)

何かやっぱりその障害のせいだと思うんですけど、ちょっといらいらし始めるといいますかね、聞かれたことも午前中は丁寧に答えていたことが、もう一言二言で終わってしまったとか。

(司会者)

それは、弁護士さんが最初に質問していて、午後から検察官が聞いたら、ちょっと今のをすごく端折って要約させていただくと、検察官がいらいらさせるような質問の仕方をしていた。

(4 番)

いや、そういうわけじゃないんですけど、何となく、事件が事件だったので、あれなんですけど、何かそれで被告人ちょっとかわいそうかなと思ったことはありました。

(司会者)

ちょっとかわいそうかなと、そうお思いになった。

(4 番)

はい。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。

(4 番)

あと、すみません、証人の鑑定人のお医者さんの質問を結構時間割いてやっていたんですけど、やっぱりこのときも進む速度が速過ぎちゃって、やっぱりこれもメモできなかったです。

(司会者)

これも速過ぎた。

(機密性2)

(4番)

はい。もうちょっと、お医者さんだったので、難しい言葉とか、医療用語とか、そういったものが結構多かったので、やはりちょっとメモしたいんですけども、メモが追い付かなかったのがちょっと残念というか。

(司会者)

中身としては理解がしにくかったとかありましたか。

(4番)

それはないんですけど、ちょっとスピードがやっぱり速いかなという気はしなくないです。

(司会者)

分かりました。5番の方はいかがですか。

(5番)

私が気になっていたのは、どちらかというと言時間の使い方の部分でして、弁護側もこれもう事実上有罪を認めていて、ほとんど争う余地がなくて、執行猶予を求めるとい形での弁論をされていて、その中で、ただ具体的に被害者の服が勝手に脱げたのか、それとも服を脱がせたのかというところだけが不一致だったので、そこを追及するための時間、質疑が圧倒的に長く続いてしまって、私は補充の席で聞いていても、どちらかといえば被告人の人格とか、更生可能性とか、情状すべき要素にもっと焦点を当てた議論をすべきなのじゃないかなと思いつながら聞いていたというのが感想です。何か法律家的にやっぱりそこが解決しないと何か納得しがたいというか、進めないという印象をお持ちなのかなというのと、あと検察さんか弁護士さん、どちらかの法廷戦術なのかなとか、うがった見方をしながら聞いていました。

(司会者)

なるほど。もっと更生可能性の方に重点を置いて。それは結構重要でしたか。

(5番)

いや、全体に影響を及ぼす要素ではないと思っていたんで、ただそこにやっぱり

(機密性2)

焦点が当たってしまって時間が掛かってしまったというのが事実だったと思います。

(司会者)

とても鋭い御意見だと思いますけども、また公訴事実を上着等を力づくで、もともと下半身裸だったんですね。そういう人たちに囲まれたときは。上着等を力づくで脱がせて全裸にしという、この表現があるために、これが認められるか認められないかは公訴事実が、罪であれば事実が認められるか認められないかの一部になるので、そういうところに法律家はこだわっちゃうんです。確かにそれがどうしたみたいなの、これは痛いところを突かれていますよね。本当に。ありがとうございます。じゃ、6番の方、いかがでしたでしょうか。

(6番)

先ほど皆様お話されていたと思いますけども、とにかく被告人質問でも証人尋問でもそうだったんですけど、とにかくそのやり取りを聞いてメモをするというところがもう正直精一杯なところで、それをした上で疑問に思えばそこで質問ができる、質問をする時間があるというところだったんですけど、なかなかそこにたどり着かなかったというのが正直なところ。もう本当にメモをするので必死だったなという感想がありました。特に、当たり前ですけど、傍聴の方もいらっしゃるの、消化して質問しないと多分、何かすごいとんちんかんなこと言っちゃったらどうしようというところもあるので、そこはもう・・・。

(司会者)

その傍聴人の目が。

(6番)

はい。そういった意味でも本当に何か必死だったなというところで、後で本当に戻ってきて、メモを持って帰ってきて見て、ああ、あのとき聞けば良かったかなとか、そういうことの何か繰り返しだったような気がします。

(司会者)

補充質問をする、補充質問で裁判所から聞く質問の前に、ちょっと作戦タイムっ

(機密性 2)

てありましたよね。

(6 番)

はい。

(司会者)

そのときはまだちょっと時間が足りなかったんですかね。

(6 番)

足りたときもあったんですけど、やっぱりそのときにはまだ思いが至らなくてということが結構多くてというところですよ。

(司会者)

貴重な御意見をいろいろ頂きました。ちょっとこの辺りで、今聞いて、裁判官として何か気が付くところとか、弁明するところがありますか。

(裁判官)

確かに補充質問として裁判員、裁判官が質問する前の時間で作戦タイムみたいな時間を取っていると思うんですけど、そこにも限界があって、どうしてもその間に思い付かずに、その証人が終わった後の次の日とか、また他の証人の話を聞いたときに、前の証人にこれ聞けば良かったみたいな話が多分たくさん出てきたと思います。それは、裁判官としてまだ僕の経験が浅いためかは分からないんですけど、そういうことはよくありまして、結局その証人とかの都合の関係でもう一回証人を連れてくるというのはなかなか難しいという部分もあって、裁判所としてはできるだけ皆様、その裁判員の方の疑問を解消したいとは思っているんで、そういう裁判員の方が疑問に思うようなことはできるだけ聞くようには意識して、裁判官の立場から質問するようにはしているんですけど、それでもやっぱりできていないという部分があることが本日の皆さんの意見を聞いて分かりました。

(司会者)

どうする。どうやって、いや、1 番の方のやっぱり質問まで追い付かないという話は何人かに聞かれましたね。そう言われてみると確かにという。彼はまだ経験が

(機密性2)

浅いとしても、僕はもうそれなりに経験を積んでいるんですが、僕はメモを取りながら質問したいことも併せてちょっと横にメモをするような形でやるんですが、これは慣れてもらわないと難しいですよ。どうしたらいい、どういうふうにしたらいいのかなという。かといって、もっと裁判所が聞く前の、補充質問の前の休憩を、私の部は結構長く取っているんですけども、それをすごく長く取るのも、やっぱりそれもちょうと、それをしても完全でないのがこの裁判というところがあるので、なかなか難しいところですね。検察官、今のお話を聞きになって何かありましたか。

(検察官)

まず、質問をするまでもなかなか時間的な整理とかをするに至らない、時間がどうしても足りないという御指摘は、これやっぱり当事者としては、きちんと聞いていただいている時点でメモを取るのが精一杯というのではなくて、非常に分かりやすく頭に整理して入っていきやすいような質問の仕方というのをもっと私どもとしてもしないといけないのだなということを思いながらお聞きしておりました。そこも本当にもう私どもの課題でもありますので、今後質問の仕方ですとか工夫していきたいなと思っております。証人の方が例えば2日目の朝ちょっと来てくれますとかという話になれば、一晚頭を整理して翌日聞きましょうとかということが物理的にできるのかもしれないんですけど、実際はなかなかそういうことも難しいですし、ちょっとどうしたらいいのかなというのは。

(司会者)

審理では、普通被告人質問が終わったら大体審理が終わって、論告弁論という最後の結審の手続に入るんですけども、被告人は毎回来ていますので、ぎりぎりでの論告弁論の前に被告人質問、これ可能です。僕もやったこと何回かありますし、あるんですが、やっぱり証人にもう一回来てくださいと、あるかどうか分かりませんが、無理ですね。それはちょっと難しいですよ。

(検察官)

なかなか難しいですね。1日お時間確保していただだけでも結構。それこそお

(機密性2)

医者さんとかでしたら本当にお時間がない中来ていただいていたりますので。

(司会者)

あと、5番の方の問題提起はどうですか。そんな脱がせたか脱がせていないか、どうでもいいと言ったらあれですけど、どうでもいいとは言わないんですけど、そんなところにこだわる質問そんなにしていないで、ちゃんと本当に質問しなくちゃいけないこともっとあったんじゃないですかと、これどうでしょうか。

(検察官)

最終的な量刑のところには結果として影響しませんよねというポイントではあっても、やっぱりその起訴されている事実そのものということになってしまうと、検察官や弁護人としてはその事実が認められるのかどうかということに時間と力は割いてしまうかなと思う一方で、やっぱりそこってそれほど重要なのですかというふうに御指摘を受けると、そう言われてみればそういう部分もあるよなという思いもあって・・・。

(司会者)

例えば、だからこれ起訴検事、さっきちょっと説明ありましたが、公判を担当する検事と、このぐらい大きな庁になると、公判担当する検事と起訴する検事は違うんです。起訴する検事が当然捜査の段階で、それ力づくで脱がせたのか、いや、逃げちゃったのか、その辺に争いがあるということを知っているから、仮にそこは別に逃げちゃったにしてもそんなに量刑変わらないのであれば、この場合だったら首を絞め上げたり、蹴ったりする暴行があるんだから、全裸のところは別に、これ書かなかつたら良かったんじゃない。

(検察官)

考え方としてはそれもあるかもしれないですね。

(司会者)

検察官としては、それはとれないの、やっぱり。そこは争われているんで、ちょっとネグる、ネグるといってあれですけど、少しそこをそんなに明確な争点化しな

(機密性2)

いで、そんなに重要じゃない。それですごい時間を取ることを考えたら、そこは問うぐらいにしても、公判前の段階で争いがずっと続いているようだったら、そこは、まあいいですと。検察官としてのみますと。首絞めたり、腹蹴ったりして暴行加えているんですから、もう十分ですというみたいにすれば、今おっしゃったような、何でそんなところにそんなに時間費やしているのという感想がなくなるんじゃないですか。

(検察官)

実際、一度この形で起訴をするということで起訴の決断をしたものを後で、あまりその量刑上大きな影響はなさそうなので、じゃもうそこを変更してしまいいいでしょうか、あるいは起訴した事実から削ってしまいいいでしょうかというのは、なかなかそう簡単なことではないかとは思いますが。

(司会者)

起訴するときに、そこ・・・。

(検察官)

もちろんその起訴をする時点でどこまで起訴状というか、起訴事実に掲げるか、その判断はあり得ると思うんです。例えば今回の事案であれば、服を脱がせたのか脱げたのか、その部分がさほど被告人がやったこと、罪を問う上で特定すべきこととしてあまり重要ではないなという判断もあれば、そもそも起訴状に掲げないということも、それはあり得るのかとは思いますが、ちょっと今回実際私が捜査を担当したわけではないので分かりませんが、一応検察官としてはどういったことを被告人が被害者の方に対してやったのか、特定できる限り、その全体像が分かる限りは起訴状の事実として掲げるべきだということを基本的には考えてはいるので、ただ首を絞めたりしただけではなくて、実際そのわいせつ行為に及ぶに当たって、わいせつ行為だったですかね、その犯行に及ぶに当たって全裸にまでしたんだという、そういうところまできちんと裁いてほしいという気持ちで多分特定をして起訴をしたんだと思うんです。

(機密性2)

(司会者)

というのが普通の法律家の考え方で、それじゃ駄目だろうという話なので、どうやったらそういうことがなくなるかというのを考えていかなくちゃいけないなというふうに思います。これ美人局の事件ですから、確かに下半身裸で、上着はどうやって脱げて全裸になっちゃったかって、そんなに、もうそもそも下半身裸だしねみたいな感じがするので、ちょっと今のは大変貴重な御意見かなと思って。

(検察官)

ただ、でもその時間の割り方という意味では、確かにそこが認められるかどうかはもちろん私どもとしてはどうしても焦点を当てたいところではあるんですけど、じゃ被告人に質問をする時間が仮に100分あるとして、そのうちの90分をそこに割きますかというのと、またそれは別の問題だとは思うんです。実質的な争点は、おっしゃっておられたように執行猶予が付くのか付かないのか、その部分だと思うので、それはその弁護人においても時間の割り方だとか、私どもにおいてもその時間の割り方というのは工夫しないといけないのかなと思いました。

(司会者)

1番の方、大変貴重な御経験されたと思うんです。そういうふうな筆記で質疑応答というか、それをするというのは。現にどう思われましたか、それは。そんな形で被告人の陳述を聞く。やむを得ない事態なんですね。言葉が出ないんですかね。

(1番)

はい。一言も・・・。

(司会者)

言葉が出ないので。だけど、被告人質問をやらないわけにいかないんで、筆記でやろうということになったんですね。

(1番)

そうですね。

(司会者)

(機密性 2)

どうでしたか。裁判員って質問されましたか、その被告人に。

(1 番)

裁判員として質問していた方もいます。

(司会者)

していた方もいらっしやった。

(1 番)

はい、います。

(司会者)

それも筆記で答えるんですね。

(1 番)

はい、全部。

(司会者)

聞こえてはいるんですね。

(1 番)

もちろん聞こえております。だから、気持ちは伝わってこないですよ。

(司会者)

あつ、そういうことですか。書いているから。なるほど。どうやったら気持ち伝えられますかね。

(1 番)

本当に反省しているのかどうかとか、そういうのは分からないですね。

(司会者)

めっちゃでっかい字で書くとか。どうしようもないですね。

(1 番)

はい。

(司会者)

だから、本当に強く思っているときはでっかい字で書いてくださいとか、何かそ

(機密性2)

んな工夫があるのかな。

(1番)

いや、でも用意していたかのようにすらすら書くんですよ。

(司会者)

なるほど。その質問の話もちよっと出ましたね。それは、本当は弁護士さんがいらっしゃったら、いや、そんなことはしておりませんって多分言うのかなと思うんですが、たまたまいらっしゃらないから何とも言えないんですけど、少なくとも、さっき僕が聞きましたように、そういう質問がよくされることがあるんです。そのときに何て答えるか。何て答えるの。要するに弁護士さんがもう答えを全部言っていて、そのとおりやっているんじゃないのということについては何て答える。

(裁判官)

その点の質問はよく裁判員の方からされることがあるんですけど、弁護士の方も、弁護人としての立場で入っているんで、弁護人の立場上こうやって言えよというのは言えないことになっています。このように言ってくださいねと弁護人が作ったやつを渡して言ってもらうことはできないので、あくまでもこういうことは聞きますねという話は弁護人がしていると思うんですけど、それに対してどう答えるかはもう本人にお任せしているように、弁護人はそうしないといけないので、立場上、そうやって言った方が有利になると弁護人が思ったとしても、そういうふうにはできないことにはなっています。そういう形で説明はしていますが、そう思う方がよくいるのは事実ではあります。

(司会者)

弁護士さんがやっぱり事実を自分の思いどおりねじ曲げるような、そういう行動をするというのは、弁護士さんの倫理にも反するんです。だから、そういうことはしていないと思います。なぜすらすら答えられるかというのは、これは事情があって、検察官ね、何回もやっぱり、捜査段階で何回も同じ質問されているんです。ですから、もうそういう質問が来たらこう答えるというのは、もう自分の中で出来ち

(機密性2)

やっているの、すらすら、すらすら答えているんです。ただ、それが初めて見る方は、すらすら答えるの、何か出来レースじゃないのみたいにお思いになる面もすごく分かるので、それもどうしたらいいんですかね、本当に。我々としては。だから、どうしてもやっぱり事実をしっかり確かめて、検察官が起訴する責任者なので、事実がどうなのか確かめるためには何回も同じこと聞きますよね。証人にも何回も聞くので、結構何かすらすら答えているというふうに映りますけどね。そういう事情があるんですよ。

(1番)

事前にもう何回もやっているんですね。

(司会者)

そういうことなんです。何回も捜査段階で聞かれて、同じ質問されているので、もう答えはお手の物なんです。だから、全然聞かれたことないの聞くと、ううっとなると思いますけどね。分かりました。あと、鑑定人尋問の話も出ましたが、ちょっともう時間がないので、難しかったという話が出ましたが、ちょっと次に行きますが、被害者参加人に弁護士さんが付いていたと思うんですけども、その方が情状証人に質問をしたりした場面はありましたか。1番の方、どうでしょうか。

(1番)

1番です。被害者に対し・・・。

(司会者)

被害者の、被害者参加している人に付いている弁護士さんが情状証人の人に質問をしたり、情状証人というのは弁護側が出してくる証人、これから更生を手助けしますとか、それから被告人に質問をしたり、そういうのはありましたか。

(1番)

質問はありませんでしたけど、被害者の代わりにお手紙を読んだりとか。

(司会者)

なるほど。それはまた後で聞きますね。証人尋問とか被告人質問で被害者参加人

(機密性2)

に付いている弁護士さんが、検察官の席のそばに座っていると思うんですけども、その方が質問したというのはありましたか。なかったですか。どうでした。

(4番)

なかったと思います。

(司会者)

5番の方は。

(5番)

なかったですね。

(司会者)

なかったですか。6番の方は。

(6番)

なかったと思います。

(司会者)

なかったですか。じゃ、この質問はなしにして。なかったんですね。大概は検察官が十分聞くので。ただ、どうしても被害者の思いを被告人に伝えたいとか言ってその被害者参加弁護士の方が自ら聞くということがあります。あまりないんですかね。

(4番)

あったかもしれない。

(司会者)

あったかもしれない。

(4番)

親御さんの方に被害者の方がその弁護士さんを通じて何か質問していたような気がしましたが。

(司会者)

弁護士さん通じて。

(機密性 2)

(4 番)

はい。

(司会者)

それです。

(4 番)

していましたね。すみません。

(司会者)

いや、僕が裁判長でしたけど、僕も覚えていないぐらいなんで。

(4 番)

確か若い眼鏡掛けた弁護士さん。

(司会者)

何か感想ありましたか。

(4 番)

もうやっぱり被害者側の御両親の質問だな、もうずばり厳しいというか、痛いところを突いてきているなという。被告人側の弁護士さんがちょっとおどおどしていたなという記憶があります。

(司会者)

被告人はもう投げやりになっているから、これはちょっとかわいそうだなとまた思ったんですか。そうなりますかね。分かりました。検察官、質問について何かコメントありますか、そこは。被害者参加弁護士が質問したというケースがちょっと今、今回は少なかったようなんですけど、何かそのことについて、こんなことを気を付けているとか何かありますか。

(検察官)

一応、これ多分検察官によるのかもしれませんが、基本的には事件そのものとか事件の内容そのものに関わることについては検察官が大部分を聞いて、逆に被害者の方あるいはその御家族の方じゃないと分からないこと、要は事件があった後、

(機密性2)

犯人側との弁償とか謝罪についてのやり取りですとか、そういったことについては私どもが全て把握できているわけではないので、そうであれば被害者さんの弁護士さんの方から聞いてもらった方が間違いがないですし、そこについての被害者の方たちのお気持ちというのもより一層伝わると思うので、そこは担当を分担させていただく傾向に私の場合はあります。あとはやっぱり実際被害に遭われたことについて被告人自身がどう考えているのか、そういうお気持ちに関わる部分ですね、これはもう検察官からももちろん聞きますけれども、被害者あるいはその御家族御自身も直接弁護士さんを介してやっぱり聞きたいというお気持ちを強く持っておられる場合が多いので、そこも質問をお任せするようにしていたりします。

(司会者)

分かりました。では、被害者参加人の方が心情に関する意見陳述という、論告弁論の前に意見陳述されたことがあったと思うんです。これ、知る限りでは、記録上見る限りでは、5番の方を除いて心情に関する意見陳述をされたと思います。5番の方は、被害者の方がみずから証人尋問に応じておられるので、証人尋問の中でその被害者の思いを伝えられたと思うんです。その辺、被害者の方の心情に関する意見陳述をお聞きになってどのように思われたかというのを伺いたしてみたいと思います。思い出されますかね。心情に関する。どうでしょうか。先ほど書面読まれたとかおっしゃったのはそれですよ。どうでしょう。1番の方どうぞ。

(1番)

1番です。複数の被害者がいたんですけど、一人だけ法廷に見えて、パーティションで姿が見えないようにはなっていたんですけど、その方が話を、生の声を聞いたときには、やっぱり重みを改めて感じました。その家族の方も多分いらっしゃったと思うんですけど、やっぱり当事者、被害者の思いとか、やっぱり紙では分からないものが伝わってきました。

(司会者)

心情に関する意見陳述、多分お二人されていると思うんです。一人の方は、じゃ

(機密性 2)

書面読まれたんですかね。

(1 番)

そうですね。

(司会者)

そうですね。その書面の方は、じゃあまりぐぐっとこなかったという感じですか。

(1 番)

いや、もちろん手紙というか・・・。

(司会者)

手紙ですね。

(1 番)

はい。そちらも多分聞いていて響いてはきましたけど、やっぱりそれぐらいもう、一生刑務所に入っていてほしいとか、それは怖いなって。もしその子の親だったり、本人だったりしたら、また社会生活に復帰するのかなと思うと、やっぱり怖いなというのは改めて感じました。10年か20年入った後また社会でどこかで会うかもしれないと思うと、耐えられないなというのはその声を聞いて思いました。

(司会者)

ありがとうございます。胸に響いたということですね。

(1 番)

はい。

(司会者)

じゃ、3 番の方はどうですか。3 番の方の場合、3 人やられたんですかね。

(3 番)

3 人のうち、お二人は文書で。代理の・・・。

(司会者)

二人は文書で。

(3 番)

(機密性2)

はい。代理の弁護の方が・・・。

(司会者)

読んだ。

(3番)

はい。お一人は、カーテン越しに御本人が文書を・・・。

(司会者)

語られた。

(3番)

はい。

(司会者)

どうでしたか。

(3番)

もう一生の心の傷になって、もうこれは消えないだろうというような。それはもう女性の立場がすごくそれを聞いているときに分かってしまうので、とてもそれ聞いているのがつらかったです。それから、カーテン越しにいらした方は、ちょうど私の席から少し見えてしまったんですが・・・。

(司会者)

いや、見えないといけないと思うんですけど。見ていただいていたんですよ。被告人とか傍聴人との間で遮へいをしているだけなので、裁判員の方から見えていた方がむしろいいんで。

(3番)

ただ、それが見えてしまったら気の毒なんじゃないかという気持ちが。だから、目のやり場に困るわねというのを後で他の裁判員の方とちょっと話したんですが、それだけ大きな傷を負って、それでもそこに出ていらした被害者の方、カーテン越しになっているけれども、裁判員というのは一般人ですから、見てしまったら悪いんじゃない、かわいそうなんじゃないかという気持ちにすごくになりました。だから、声

(機密性2)

だけで、もう全てカーテンで見えないようにしてあげた方がいいんじゃないかというような気持ちも少し持ちました、そのときには。

(司会者)

なるほど。分かりました。でも、女性なので気持ちが余計に分かるというのは、逆に言うと、男性3人ここにいますので聞きますけど、男性が女性の性被害者の気持ちが分かるかという話もちょっとあるんですよね、実は。どうですかね。じゃ、4番の方、どうですか。

(4番)

被害者の女の子、小学校1年生だったと思うので、御両親がお手紙を書いて、弁護士の方が手紙を確か読んだと思うんですけども、聞いていてやっぱり本当に6歳という、小学校1年生の女の子だったんですが、将来その子がそのことでトラウマになってしまって日常生活がきちんと送れなくなるようなことがなければいいなど願って聞いておりました。

(司会者)

やっぱりその手紙の内容はよく理解できましたかね。

(4番)

はい。被害者感情がかなり、被告人に対しての処罰感情がかなり強かったので、ちょっと切なくなりました。

(司会者)

じゃ、5番の方は証人尋問の中で恐らく何か被害者が述べたと思うんですが、どんな感じでしたか。

(5番)

被害者の御本人が出てこられて、名前も多分実名を呼ばれて、傍聴されている方からすれば分かってしまうような状況の中で証言をされていて、基本的にはちゃんとした裁きを受けてくださいということをおっしゃっていたのと、ただ示談が成立していたということで、宥恕というんですか、許しますという形で、そこは逆に質

(機密性2)

問受けた形でそういう形になりましたということは逆に証言されていて、どちらかという、検察の証人なのか、弁護の証人なのか、どっちなのかなという感じは印象として私は持っていたのと、ただ被害者がこういう形で実名を出して法廷に出てこないといけないような形のものは大変だなという印象を受けました。なぜ出てきたのかなと逆に思ってしまったといいますか。

(司会者)

実名が出るとなると、さっきちょっとおっしゃったように被害を届け出ないで闇に葬られるみたいなことになる・・・。

(5番)

逆にそっちの方を考えてしまいました。こういう形で被害者が実名が出て、顔も出てくるような形の裁判だったら、なかなか水面下に埋もれるケースが多いんじゃないかなとか、そっちの方を考えていました。

(司会者)

逆に、だからそういう実名では出ないよとなれば、もっと被害をちゃんと届け出てみたいになる可能性がある。

(5番)

本件に関しては、そういう形であれば多分判決にかなり影響を与えたんじゃないかなとは思いますが。

(司会者)

その他の・・・。

(5番)

もっと他にたくさんやっていたという、たまたまこれだけ見付かっちゃいましたというふうな事例であれば、それは全然また心証が変わってしまうかなと思いましたが。

(司会者)

分かりました。6番の方は、心情に関する意見陳述、お一人されましたよね。

(機密性 2)

(6 番)

はい。

(司会者)

どうでしたか。

(6 番)

やっぱり被害者の方の、被害を受けた当時未成年だったということで、今6年かな、6年ぐらい経った今でも思い出すと涙が出るというような、確かそんなようなことが書かれていたと思うんですけど、やっぱり先ほど執拗なものではないみたいなことが書いてあったところにつながってくるんですけど、やっぱり確かに傷の程度、生傷とかそういう程度としてはそこまでなかったとしても、やっぱり心の傷とかというのは、そういうのをああいう場面がなかったらちょっとはかることができないところだったので、それはものすごくやっぱり、被害者の方の心の傷の問題とか、あとは処罰感情ですね、いまだにやっぱりすごい強い怒りを持っているというようなことは、もう本当にやっぱり何か頭でというか、もう感覚としてすごく理解できるところがありましたし、同じ裁判員の中で話している中でもやっぱり娘さんがいらっしゃる、自分は男なんであれですけど、娘さんがいらっしゃる父親の方とかもいらっしゃって、そういう方とかはやっぱり自分の娘だったらもういたたまれないよなというような話とかもやっぱりあったので、それぐらいやっぱりインパクトはすごくあって、大事な、大事なというか、時間だったかなというふうに思いました。

(司会者)

そうなんです。女性の方は、より女性の被害のことについては理解しておられるのかなという気はする。男性は男性で究極なところちょっと分からないというか、最後の最後のところですね、そういう若干の負い目とかありませんでしたか。ありますよね。そういう被害者の方がそういう述べられたことをより分からないからこそ何かすごく強く捉えてしまうような面がちょっとありますよね。すごい、インパクトが皆さんあって、しかもこれ多分説明があったと思う。事実認定には使えない

(機密性2)

けど、量刑の資料にはなるという、刑を決める際の資料にはなりますよという説明があったと思いますけども、本当に刑の資料に、被害者の被害がどの程度のものなのかというのは大切な資料だったということです。それに引き続いて、論告弁論という最後のところをちょっと簡単に、評議の話も少しだけしたいので、検察官の論告弁論、それから被害者参加弁護士の方が弁論を述べられたという場面があったと思います。その点で特に印象に残っておられることがありましたら、お話、最後のまとめの意見のところですね、1番の方、どうですか。

(1番)

その印象がちょっと今。少し考えさせてもらっていいですか。

(司会者)

いいですよ。

(1番)

記憶をちょっと。

(司会者)

記憶をたどる。

(1番)

はい。

(司会者)

じゃ、3番の方、どうでしょう。最後に全部終わって検察官が論告求刑というのやりましたよね。

(3番)

はい。

(司会者)

それに対して弁護人が弁論という形でやるんですが、皆さんのケースでは結構被害者参加弁護士が検察官の論告の後にまた意見を言ったという場面あったと思うんです。それはあまり覚えていらっしゃらないですかね。

(機密性 2)

(3 番)

はい。

(司会者)

そうですか。じゃ、最後に法律家が論告、弁論という形で意見を述べた場面、そこをちょっと思い出していただいて、それについてはどんな印象をお持ちになったかお話しいただけますか。考えますかね。

(3 番)

はい。

(司会者)

じゃ、4 番の方、どうでしょう。

(4 番)

論告メモを見ながら確か話が進んでいったかと思うんですけど、検察側が被告人のお父さんに質問したときがあったんですが、そのときにお父様に幼少時のこととかを何回か聞いて、お父様がちょっと記憶にないですという回答が何回かやり取りがあって、裁判長がもういい加減にそういった質問はやめなさいと言ったにもかかわらずまだ質問していたということがあったんですが、そういうその質問はここでほとんど入っていないのに、何であそこで・・・。

(司会者)

論告で。

(4 番)

はい。論告でほとんどあまり触れていないようなところなのに、時間の割き方というか、そこは・・・。

(司会者)

ありましたね。

(4 番)

はい。温厚な裁判長が声をちょっと荒らげて制止をした部分があったかと思うん

(機密性 2)

ですけど。だから、その部分そんなに重要じゃ、その部分がこの最後の論告のときに入っていなかったのに、なぜあそこであんな質問をお父さんに意地悪のように・・・。

(司会者)

小学校のときの通知表か何か、そんな感じのところに突っ込んでいたんですよね。

(4番)

はい。

(司会者)

ああ、ありましたね。あれ意味なかったですね。

(4番)

意味なかった。質問することがなかったのかもしれないんですけど、時間があるから多分質問していたんだと思うんですが、あまり関係なかったことに時間を割いてという、ちょっとその部分の印象が強くて、私は。

(司会者)

検察官はちゃんと論告を意識して、それにちゃんと書けるようなことをちゃんと質問しないとイケないんだよみたいなお話ですかね。

(4番)

はい。何かあまり意味がなかったじゃんという。本人は記憶がないと言って、裁判長にも止められているにもかかわらず、また同じような質問をしていたので。

(司会者)

分かりました。5番の方は、何か印象に残っておられるのありますか。論告弁論。

(5番)

被害者の方が出てこられた場面でやっぱりどの程度の実際犯罪行為、表に出る出ない抜きにしてあったのかなということ考えたことと、あと主犯格の方も証人で出てこられたんです。それで、主犯格の方も事実上私が主犯ですというふうなことを証言に立っておられて、あまり争いがなさそうな事案だなという印象は持ちなが

(機密性2)

ら、そういう全体像がよく分からないなという印象だけが唯一何となく残って終わったという印象を持ちました。もっと全体を掘り下げないと本当はいけないんじゃないかなということはあるんですけども、執行猶予を付けるかどうかという判断になりそうだなというときに被告人の人格とかあまり深く掘り下げた議論ができなかったなという印象を持ちました。

(司会者)

じゃ、検察官が論告ではもちろん人格みたいなことは何か言ったんですかね。

(5番)

被告人の父親とかも出てこられて、何となくこれからちゃんとやりますよというのはよく分かってきたなというのはあるんですけども、被告人の人物が何となく分かりにくい裁判だったなという印象です。人物像が。多分想像するに、昔、高校からの悪仲間誘われて、誘われたのを断るのが面倒くさいというのがこの人の動機なんだというのは何となく私は感じたんですけども、断るのが面倒くさいからやったという、そういう事件なのかなという印象を持ったんですけど。ただ、全体として他にも一杯やっていたらちょっと困った話だなというところが気になったという印象ですかね。

(司会者)

貴重な御意見、もう少し被告人の人物像に迫れたら良かったなということですよ。

(5番)

はい。

(司会者)

なるほど。じゃ、6番の方、どうでしょうか。

(6番)

ちょっと御質問にちゃんとお答えできるかというところはちょっと・・・。

(司会者)

(機密性 2)

最後の場面ですね。

(6 番)

ですよね。

(司会者)

はい。審理の。

(6 番)

まず、要は刑の求刑のところでもいいんですか。

(司会者)

いいです。

(6 番)

私のところの場合は、検察官の方は懲役10年というところで、弁護人の方が4年6か月の懲役が相当という話をされていて、まず率直なものとして、同じものを見てこれだけ差が出てくるんだというところがすごく驚いたところ、同じ事件を見てというところで、何を信じればいいんだろうというところがまず混乱で、ちょっと言い方が悪いんですけど、ある程度相場というのがあるのかなというふうに思っていたところで、これってもう倍以上の差になっているので、すごいやっぱり捉え方が全然違うんだろうなというところをまず感じたところと、ただその前に、先ほどもお話ししたとおり、被害者の方の心情とかというところでやっぱり強い処罰感情がある中で、ただこの被告人の方は、争点にはなっていないんですけど、ちょっとやっぱり多分知的障害があるというふうなこともちょっとちらっと話があったりとかして、そのわいせつも本当にわいせつが目的だったのか、もしかしたら本当に下着そのものが目的だったのかというふうなところ、ちょっと本当にだんだん疑問が出てきて、それだけの差があると、やっぱりそれぐらい捉え方が変わっちゃうと、多分重さも変わってきちゃうんだろうなというところは、最終日のときにこれだけ差が出てきたときに本当にちょっと混乱をしたかなというところはあります。

(司会者)

(機密性2)

混乱したと、それで。ただ、検察官、弁護士それぞれ言うことは言わないとしようがないので、それがこんなにダブルスコアも違うのは、ああみたいな。

(6番)

そうですね。

(司会者)

なるほど。だから、それがどうしてそんなに違うのかということが審理の中ではあまりはっきり分からなかったということですかね、逆に言うと。

(6番)

あまり争点にならなかったからなのか、ちょっと。分からなかったというよりも、私が理解できなかったのかもしれないですけど。

(司会者)

いやいや、今のもまた貴重な御意見だと思います。多分どこでそんなに、そんなにも違う理由は何なのかということがよく見えなかったんで、これ審理で見えなかったというのはもう、審理を担当している検察官、弁護士、それから裁判所も含めて反省点だと思います。それそういうふうになんか違ってたんなら、何がどう違うのかをちゃんとはっきりさせていただいて、そこについて判断すればいいんですよ。なるほど。貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。1番の方、どうですか。戻ってきましたか。

(1番)

すみません。ありがとうございます。1番です。私の場合は、先ほどの話とかぶるんですけど、検察官が10年というふうに出して、それで弁護士の方が6年。その4年の差は何だろうというところで、わいせつか、そのわいせつを認める認めないというところだったんですけど、その他は全部認めていたということもあって、その4年間って何かないというところで、被告人の方の弁護士の方がいろんなことを言うてくるんですけど、そこには検察官が作っている資料にはない部分もいろいろ話をしてくるんですけど、彼女がいるから今自分の世話をしてくれる人はいるとか、い

(機密性 2)

ろんなこと言ってきているんですけど、全然入ってこないんです。

(司会者)

彼女いるから。

(1 番)

はい。何とかそこをキープしようと、この人は安全だ、家庭には見捨てられているけど大丈夫だということをうまくやるんですけど、あまり感じられなかったです。

(司会者)

いや、弁護士来てほしかったですね。弁護士さんね。聞かせてあげたいですね。

(1 番)

というか、ちょっと言い方が悪いんですけど、やる気が感じられなかった。

(司会者)

やる気感じられなかった。そうなんですか。ちゃんと、でも・・・。

(1 番)

もう決まっていることじゃないってこちらも思ってしまったって、どこかでもう 10 年だったりとか、6 年だったりとか、やっぱり日が経つにつれて自分何をしたらいいんだらうって分かんなくなってきました。もうある程度決まっているのかなって、ちょっと。

(司会者)

その大体結論ももう調べてきたら決まってくるのかなみたいな。

(1 番)

最終的な刑を決めるに当たって、自分たちは何をしたらいいんだらうというのが。聞いているうちは良かったんですけど。

(司会者)

難しいテーマ・・・。

(1 番)

最後決めなきゃいけないときに、実はもういろいろ形は出来ているんだというこ

(機密性2)

とが何となく分かってきたときに、何をしたらいいんだろうというのがこの話を聞いていてあれですね。以上です。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。3番の方はいかがですか。

(3番)

評議で、全員で評議の時間に求刑を考えるときに、その罪だけを見るのではなく、被告が育った家庭環境であったり、今までの歴史とか、もう身の回りのものを全部総合して考えながら、例えば10年入って出てきたときにどうなっていればいいのか、どういうふうに更生をさせてあげたらいいのかということまで考えて話し合った記憶があります。罪を犯した人だから社会に出てきてほしくない、被害者はそう思いますけれども、一人の人間としてまだこれから何年も生きなきゃいけない人をどういうふうに更生させるかということも含め罪を考えているということに、裁判というのは人生を変える大きな仕事なんだなということを実感しました。

(司会者)

論告とか弁論はどうだったんですか。

(3番)

それがもう争う気持ちが被告人になかったので、全てそのとおりです、受けますということでしたので。

(司会者)

求刑どおりになったんですね、しかも。結論。

(3番)

そうなんです。それはもうあっさりと終わってしまって、特に反論する場面とかそういうのはなかったと思います。

(司会者)

なるほど。そういう印象をお受けになったわけですね。

(3番)

(機密性 2)

はい。

(司会者)

弁護人も別にさっきみたいに対抗するというか、自分の科刑意見といいますか、も出していないですよ。

(3 番)

はい。

(司会者)

出していなかったですね、このケースでは。

(3 番)

はい。

(司会者)

はい、分かりました。じゃ、もう大分時間も少なくなってきたんですが、ちょっと今の話を聞いて、検察官と裁判官にもうほんの一言で、時間的にあれなんで、検察官、今の話を聞いてどう思いました。論告と。

(検察官)

論告弁論の部分ですかね。

(司会者)

はい。

(検察官)

4 番の方がおっしゃっていた、被告人質問でいろいろ聞いていたのに、結局論告に書かれてないですよ、何だったんですかねという御指摘がございましたけれども、そういうことも含めて今後よく質問を考えたいなと思います。ただ、基本的に最終的に論告、被告人にこの刑を科すべきだということにつながるようなことを質問していくのが中心ではあるんですが、ただ聞くことを全て論告に盛り込めるわけでもないんで、ただそこは最終的な論告求刑というものを意識しながら、その質問の意味が皆さんにもより伝わって理解できるような質問をしたいなと思いました。

(機密性2)

ありがとうございました。

(司会者)

鈴木裁判官，何かありますか。

(裁判官)

先ほど6番の方が言った求刑と弁護人の科刑意見で大分差があるという話のところで，裁判所としても何でそこまで差がついたのかというのを事前の争点整理とかの段階でそれぞれの見方というのをしっかりもっと明確にできるようにしていけないと思いました。

(司会者)

では，まずこれ聞きますかね。被害者参加人の方が傍聴されているケースが多かったと思うんですけども，何かその傍聴されて意識，先ほどちょっと出ましたけれども，他の方も何か意識されていきましたかね。その被害者参加人の傍聴。何らかの御感想を持ちながらその審理に臨んでいましたか。どうですか。1番の方，どうですかね。

(1番)

先ほどあったように，やっぱり姿見るのがきついというか，どこを見ていいか分からなかったです。話を聞いていて，ああ，そうだったなと思って。

(司会者)

遮へいはされていて，自分たちから見える。

(1番)

見えます。

(司会者)

それがきついと。

(1番)

うん。

(司会者)

(機密性 2)

なるほど。3番の方は、先ほどと同じですかね。

(3番)

はい。

(司会者)

見えるのがつらいと。

(3番)

はい。

(司会者)

4番の方は。

(4番)

私は、被害者本人でなくて御両親だったので、それに関してはあまり。

(司会者)

何か別の意識をされていませんか。

(4番)

被害者の方というよりも、被告人の御両親が座っているのがもう目の前だったので、ちょっとその姿を見ているのが切なかったです。

(司会者)

そっちが切なかった。

(4番)

はい。

(司会者)

5番の方はどうでしょうか。

(5番)

いや、特にあまり大きな印象を持っていることじゃないです。

(司会者)

6番の方は。

(機密性2)

(6番)

私は、いた・・・。

(司会者)

いなかったかもしれないですか。

(6番)

です。

(司会者)

傍聴されていないケースもありますのでね。参加弁護士の方はいらっしゃっていましたよね。

(6番)

はい。

(司会者)

なるほど。心情に関する意見陳述、被害者のお二人に関する被害者参加が多分あったのかなという。あと、窃盗は、これはないかもしれないんですけど。あまり印象に残っていない。

(6番)

そうですね。印象に残っていないです。

(司会者)

ああ、そうですか。分かりました。姿見るのがつらい。これさっきもちょっと説明しましたが、遮へいは被告人とか傍聴人との間の遮へいなんです。むしろ我々はどうしているかという、我々は、裁判員の方々が被害者参加されている方の様子を御覧になりたいときに全く見えないの、これおかしい話なので、ですからむしろ被告人や傍聴人から見えないようにして、かつ、裁判員や補充裁判員の方から見えるようにしています、どっちかといいますと。それは当然のことというか、その判断する側が板の中にいる人の顔が見えないというのはおかしいのでという。ただそういう発想でやっていましたが、それがつらいとなると、どうするかなという。

(機密性 2)

でも、ただ遮へいとしてではないので。本来、判断者である裁判体からは、法廷に来られている方のお顔とか、お姿とか、そういったものは見えていないと単におかしいという発想しかなかったので、いや、そういうところはちょっと本当にそうかと思いました。

(1 番)

会えないですね、どこかで。何か嫌ですね。

(司会者)

人はたくさんいますから、そんな簡単に会いませんから、大丈夫ですよ。我々もそれ以外にもうすごいたくさんの人を見ていますが、そんなことはめったにないということで。それでは、評議のことを最後の方にちょっと聞きますが、評議の進行とか何か、議論の様子とかはどうでしたか。何か議論しにくいというふうに感じたことがあったとすると、その原因をお話しいただければと思いますが、1 番の方、どうでしょうか。

(1 番)

最後の刑を決めるというところですね。

(司会者)

はい、そうですね。話合いですね。

(1 番)

そこではやっぱり皆さんの意見を聞いてくれましたけど、やっぱり前例というか、判例というんですか、そういったところが基になっていくというのが結果、前例もありながらその数字に合わせていくというところに寄せるんだなというのが、ここだけが何とかというわけじゃないんだなというのがすごく分かりましたので、最終的にはそちらに寄っていく感じ。附箋で刑を貼っていったり、一人一人やっていたんですけど、これどこかであらくりがあって、どうしてもこっちに寄る仕組みになっているのかなって、どうしても何かからくりあるのかなって、裁判官の方も一緒にやっていたんで、これももしかしたらどこかで寄るようになっているのかなと

(機密性2)

か、何となくどこかで思ってしまったんで。

(司会者)

そうですね。分かりました。何となくやっぱり判例が基でそこに合わせていくような雰囲気があったみたいな、雰囲気があったというか、そうなのかなと思ったということですね。

(1番)

正直、そしたら私たち要らなかったのかな。

(司会者)

そんな感想もお持ちになりましたか。

(1番)

と思いました。

(司会者)

3番の方、どうですか。

(3番)

初めは、何年にしたらいいかというのがさっぱり分からないですね。でも、その年数を決めるときに2日に分けて、1日目は無記名で全部書いて提出をして、次の日になったらまたこういう判例がありますという説明を受けてもう一度書くというようなことをして、時間をかけて、何日かに分けて決めていきましたので、それほど疑問を持つこともなく、自然に納得して皆さんの意見もまとまっていったと思います。

(司会者)

御自身の意見とかは普通に言えましたかね。

(3番)

はい。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。4番の方はどうですか。

(機密性 2)

(4 番)

評議のときに自分の意見を言えなかったこととか、そういうこともなくて、皆さんそれぞれ意見を出せていたんじゃないかなと個人的には思っています。1 番の方もさっきおっしゃっていたように、そのやっぱり判例というものがあるので、やっぱり何となくそこに近づけるといふか、やっぱり判例があるからこのぐらい、このぐらいの犯罪だとこのぐらいの量刑になるみたいな、やっぱりそっちにちょっと寄っていくような感じは私も受けたことは確かです。だから、その事件その事件、やっぱり時代はいろいろと変わっているんで、その事件その事件でもうちょっと判断できるような感じ、環境、環境といふか、だといふんじゃないかなと思いました。

(司会者)

5 番の方、どうですか。

(5 番)

非常に分かりやすい評議だったという印象は持っていて、まず一つは、裁判員裁判って、ひょっとしたら突拍子もない結論が出てくる可能性があるのかなという印象を以前は持っていたんですけども、やはり裁判官の方の評決の範囲の中で基本的には決まってくるというシステムというふうに御説明になっていたと思うんです。要は裁判官の方が投じない・・・。

(司会者)

少なくとも一人は多数決に入っていないといけない。

(5 番)

ええ。だから、そういう意味では、その制度としてはそういう一つの合理性を保っているのかなと思ったのと、あと裁判官の方が非常に謙虚な姿勢でいろいろ御意見を聞いてくださっているというのはよく感じましたので、多分裁判員の意見というものを裁判官に影響を与えるという意味では一つやはり何か意義のあることなんだなと思いました。

(司会者)

(機密性2)

ありがとうございます。6番の方はいかがでしょう。

(6番)

ちょっと先ほど何でこんな差が出てくるんだろうという話をちょっと疑問に思ったというお話ししたんですけど、結果として私のときも2.5日ぐらいかな、評議の時間が、すごい十分時間を設けてくださって、もう本当に判決出すまでは考え方とか手順とか、そういったものも本当一つ一つ丁寧に説明をしてくださって、その都度議論をして、疑問に思ったことも一つ一つ解決をしていくということをやっていたので、そこでやっときれいに何か整理ができたかなというところが本当にありました。すごい有意義な時間だったと思いますし、何か先ほども判例のお話をされていましたが、ただやっぱりデータベースですかね、そういうのも使って大体このぐらいの事案だったらこのぐらいになりますよというようなことをサジェスチョンされて、それも聞きつつ、なのでやっぱり難しいところがそっちに寄っていくんだったら私たちの意味もあまりないのかなと思いつつ、ただやっぱり同じような罪を犯したときに私たちがいることで重くなっちゃうというのも、それもまた変な話だと一方では思うので、やっぱり公平でなきゃいけないというところと、でもやっぱり罪は罪だよねというところがあったので、もうそのせめぎ合いをみんなで作っていたかなというところ。でも、ただ本当に時間をとっていただいたので、最後にすごい印象に残っているのが、みんな最終的にはこれでいけるねというふうな感じのところに落ち着いたので、すごい有意義な時間だったなというふうに思います。

(司会者)

ありがとうございました。今もう既に量刑検索システムとか量刑グラフについてちょっとお聞きしようと思ったんですけども、どうしても、今6番の方がおっしゃったように、これでないといけないというのがどうしてもあるので、その説明、その説明というか、そういう御了解みたいなのってみんなとりましたかね。全然今までのとすごくかけ離れた重い判断を下すのは公平に反するみたいな。ただ、それもやっぱりちょっとぐらいは差があるのは当たり前という含みを持った上でのこと

(機密性2)

ですので。必ずしも全部量刑に答えがあるみたいな、では多分ないと思うんですけど、量刑グラフをこれ、論告見ると、皆さん全員示されていますね。あれなんかどう思われましたか。量刑グラフ。それまでこれ何年ぐらいの事件なんだよって分からないまま来ましたよね。論告の中に量刑グラフというのが出ていたと思うんです。それ見てどう思われましたか。1番の方。

(1番)

どう思われたかですか。

(司会者)

何かそんなの、グラフ出ているなでこれ、あっ、そうなのかとか思ったですか。

(1番)

参考にはなります、見ちゃうと。

(司会者)

見ちゃうとって、見ていただかないといけないんですが、参考にはなつたと。

(1番)

はい。そういうもんかと。

(司会者)

3番の方、どうですか。それを。

(3番)

初めて見たんですけれども、結構犯罪が多いのと、犯罪に対して身近になっているのは思いました。

(司会者)

なるほど。ああ、こんな刑が軽いなと思われたんですね。

(3番)

はい。今までこういう事件に携わらず安全に暮らしていましたので、殺人は死刑、それ以外はもう無期っていうぐらいの気持ちでいましたので、何でこんなにたくさんして、こんなに少ないのかしらというのは思いました。

(機密性2)

(司会者)

なるほど。そう思ったんですね。

(3番)

はい。

(司会者)

4番の方、いかがですか。量刑グラフ見て。

(4番)

私も3番の方と同じで、意外と軽いというか、短いな。検察側論告求刑のときも4年だったんですけど、私の中ではもっと7年とか8年とかと言ってくるのかなと思っていたら、4年、えっ、ちょっと少ないかなって思って。

(司会者)

もうその求刑自体が。

(4番)

はい。

(司会者)

なるほど。5番の方、どうでしょうか。量刑グラフというのは。

(5番)

初めて拝見しましたがけれども、裁判官の方もこの件は執行猶予を付けるぎりぎりのケースだという御説明をされていて、事実・・・。

(司会者)

もうそんな説明をしていたんですか。

(5番)

はい。付けられるかどうか、もうぎりぎり。結果的には3年の執行猶予5年で保護観察付きという・・・。

(司会者)

もうぎりぎりですね。

(機密性2)

(5番)

ええ。というケースなんですけども、やっぱり強盗傷害という形ですか、だとやっぱり刑が重くなるというのは事実だと思うんですけども、ただ実態はそれとはちょっと全然違う事案だったという印象があったんで、やっぱり逆に人が判断しないといけないんだなという印象をそれを見て思いました。だから、結局統計的に出てくるというのがあって、多分法律の条文で検索しているという御説明だったと思うんで、それだけだと多分実態の判断と大きく乖離するケースがやっぱり起こるだろうなというふうには思いました。

(司会者)

6番の方、どうでしょう。

(6番)

参考にはなりました。ただ、ちょっと言葉が難しいんですけど、私が担当したその事件自体、強盗致傷という一応罪名は付いていたのかな。ですけど、その盗んだものが下着なんですよね。なので、いわゆる私たちが新聞記事とかで見ている強盗という言葉とはやっぱり一般的なものとしては相当かけ離れている中で、じゃ自分たちはどこまで、これを強盗として刑を決めるとなったときには、もうちょっと正直かなり難しいなと思っていたところだったので、そういう意味ですごく参考というか、こういうのも強盗になるんだというところから始まって、参考にさせていただけたかなと。

(司会者)

ありがとうございました。ちょっと時間になってしまったんですが、開始の時間が少し遅れてはいたんですけども、司会の不手際で全然お茶も飲んでいただけず、お持ち帰りいただけるとありがたいですが、いいでしょうか。今のちょっと論告と量刑に関してコメント頂いたので、検察官からちょっと今のを聞いて何かコメントありますか。

(検察官)

(機密性2)

実は論告の中にその量刑のグラフですね、あれを盛り込むべきか盛り込まないべきかというような私どもの中でも悩みもあって、結局グラフを盛り込まずにこういうことで懲役何年が相当だと思えますというふうにやっていた時期が自分の中でもあったりはして、ただそうはいいながら公平性の観点で結局グラフというのが一つの参考になるのは間違いがないことなので、それを盛り込んで論告をするというのが非常に多くなっているのかなと思います。ただ、グラフもやっぱり全くその条件が合わないようなグラフを使ってしまうともう元も子もないところなので、そこは今回の事件の判断の参考になるようなものというのをよく吟味してこちらの方でも紹介させていただきたいなということを思っている次第です。ありがとうございます。

(司会者)

鈴木裁判官、何かありますか。

(裁判官)

量刑グラフを示されると、今まで刑をイメージしていない方にとってはすごいインパクトがあるとは確かに思います。それはそうだとは思ってしまして、公平の観点とか、全く同じような事案で刑がかけ離れてしまうと、裁判所が信頼されないとか、適当に決めているんじゃないかという疑念を生じさせてしまうので、やっぱりある程度一定の過去の例を参考にしつつ判断しないといけないんですが、この裁判員裁判で量刑が変わっている面はあるとは思っています。性犯罪とかで重くなっていることは、傾向に出ている、実際にデータとして変化があります。ただ、変化するとき大きく一気に変わってしまうと公平さを疑われたりとか、司法に対する信頼をなくすということになりかねないので、確かに大きく変わらないというところはあるんですけど、裁判員の皆さんの意見が出てきて、今まで法曹にとっては当たり前だと思っていた部分が、再度議論して、その中で、結論としては同じとしても、またそのことに焦点を当てて話し合いができて、それがまた次の法改正だったりにつながるとかもありますので、その意味では、私個人の意見としては変

(機密性2)

化はあるんじゃないかなとは思っています。

(司会者)

それでは、もう時間超過しているんですが、ここに来ていただいて、私の方が質問して、皆さんお答えいただいていたんですが、どうしてもこれは言っておきたいというのがあって来ておられる方もいらっしゃるかもしれないんで、最後にこれだけは言っておきたい、こういうふうにしてほしいとか、何かありましたら、それをお聞きして今日は閉じたいと思います。1番の方、何かありますか。今まで話していないことでこれだけは言っておきたいというのがあれば。

(1番)

いや、貴重な経験させていただきました。ありがとうございますということで、やっぱりいろいろ変えていくには法律を変えるしかないのかなと思うんですけど、どうなんですかね。

(司会者)

現に性犯罪は法律が変わって重くなったんですよ。確かにそういう面もありますよね。手っ取り早い方法ですよ。手っ取り早い方法といたらあれですけども。なかなか法改正できないんですけど。そうですか。分かりました。

(1番)

犯罪者と本当向かい合わせになっているいろいろ、おまえ駄目でしょうと。もう普通の民間人ですから、駄目じゃん、おまえって。またやったのというふうな。単純に考えてもう。どこか島行っちゃまえと思ったんですけど。でも、そうは思っていないかなかなか・・・。

(司会者)

島流しはなかなかないんですね。昔みたいには。

(1番)

だめだよ、来ちゃ。こっちにつて。そんな感じで。でも、犯罪減らすためにこういうことを知ることは良かったなって。いろんところで自分の言葉として言える

(機密性 2)

ようになったんで、いい経験になりました。どうもありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございました。3 番の方どうぞ。

(3 番)

初めはとても気が重かったんですが、来てみて終わった頃にはもう全然違う感じになりまして、本当にいい経験をさせていただいたと思います。忙しいお仕事の中で何も知らない私たちに丁寧に教えてくださって、とても裁判を身近に感じるようにさせていただいたことには感謝しております。ありがとうございました。

(司会者)

よろしいですか、それで。

(3 番)

はい。

(司会者)

じゃ、4 番の方どうぞ。

(4 番)

本当に皆さんおっしゃるとおり貴重ないい経験をさせてもらったと思って、身近な人に裁判員やったんだよなんていう話もちらほらさせてもらっていて、そういう話、私の話を聞いて、事件にもよるけれども、自分も仕事の日程とかそういうことが許す限りそういうのに参加したいなという声、私が話したことによって、あっ、そういうんだったら、やってみてもいいかなというふうな声も聞けたので、ちょっとアナウンスするということも大事なのかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

(4 番)

あと、すみません、これはちょっと関係ないかもしれないんですけど・・・。

(司会者)

(機密性2)

いやいや、言ってください。

(4番)

さっき1番の方もおっしゃったように法改正というところはあるかと思うんですが、よく裁判で残念、ニュースで聞くのも残念なんですけど、一人だけ殺したからといって死刑にならないとかという、昔の永山何とかって基準があるじゃないですか。ああいうのに何かとらわれてほしくないなというか。

(司会者)

そういう何かとらわれた形で何かを決めるのはよくないということですね。ありがとうございます。

(4番)

はい、そういう考えは何かやめていただきたいなって思いました。

(司会者)

分かりました。5番の方はどうですか。

(5番)

やはり裁判員として、特に被告人の方の人生を大きくやっぱり左右する判断に関わるというのは、やはり重い役割だと思いますんで、私自身はあまり、辞退をする方多いとおっしゃっていたと思うんですけども、それ自身は別に悪いことじゃないと思うんです。逆に、ただ時間の都合を付けたり、いろいろ心構えを行った上で経験すること自体は非常に有意義だということは分かったんで、それはやはりお伝えしたらいいなと思っております。

(司会者)

ありがとうございます。よろしくお願いします。最後、6番の方、どうでしょう。

(6番)

本当に皆さんおっしゃるとおり貴重な時間というか、本当貴重な体験をさせていただいたのかなと。ただ、貴重な体験というにはものすごくやっぱり重たい仕事だったなというのが本当に率直な感想です。本当にやっぱり専門的な知識とか、法的

(機密性2)

な思考とか、そういったものってやっぱり難しいところだったと思うんですけども、本当に検察官の方、弁護士の方、裁判官の方、本当に分かりやすく丁寧に説明をしてくださったので、本当によく理解ができましたし、本当に充実した時間を過ごすことができ、あとはやっぱり自分も仕事をしている身ですので、やっぱり難しいことをいかにうまく簡単にといいか、分かりやすく伝えていくかというところは、本当そういう意味で仕事に生かす意味でもものすごく参考になった、本当にいい経験をさせていただいたかなと思います。ただ、最後、余談ですけど、とはいえ裁判所って基本的には来たくないところではあるので、どちらの立場でもですね、加害者であっても被害者であっても来ないに越したことはないのかなと思いつつ、そういうためにも自分の日々の生活気を付けていかなきゃなというふうに思いつつ過ごさせていただきました。本当にありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございました。長時間、ちょっと時間もオーバーしてしまって大変申し訳なかったんですけども、今日皆さんにお聞きした内容、我々、特に私なんかは、裁判員裁判やっていて、できるだけ皆さんと同じスタンスといいますか、あまり差がないように何とか一生懸命しようと思うんですが、まだまだ全然考えが足りていなかったなというの今日お聞きして分かりました。もっともっと皆さんがどういふふうに感じるのかとか、そういうことをもうよくよく考えて、その先に行く形で皆さんに御負担にならないように、でもいい経験していただけるようにこれからも努めてまいりたいと思います。今日のお話、貴重なお話は是非これからの裁判員裁判、司法の改善に役立たせていただきたいと思いますので、本当にありがとうございました。